

第 2 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

会 議 録

日 時：平成22年 8 月30日(月)

場 所：市役所本庁舎 8 階 813会議室

〔午後 1 時29分 開会〕

1 . 開 会

寺見会長 時間はまだ少しありますが、委員さん皆さんお集まりのようですので、第2回西宮市幼児期の教育・保育審議会を始めさせていただこうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。今日は、お暑い中をご足労いただきまして、ありがとうございます。

今日は、吉田先生にお越しいただいておりますけれども、午前中に、西宮市の保育所、幼稚園の園長先生等を対象にされた研修会がございまして、その後を受けての審議会になっております。私たちも、これから西宮市のシステムを考えていくに当たって、吉田先生は、今回の「子ども・子育て新システム」の策定にも造詣の深い先生でいらっしゃいますので、まずは、国の動向や幼保一体化の動きなどについて、吉田先生を交えて勉強させていただきたいと思っております。吉田先生のお話で互いが共通理解を持った上で、審議を進めさせていただけたらと考えております。

吉田先生をご紹介させていただきます。

吉田先生は、厚生労働省や文部科学省等の審議会の委員等をされておまして、現在の「子ども・子育て新システム」に関する造詣も深く、最近の国の動きも非常によく踏まえていらっしゃいますので、西宮市の幼児期の教育・保育をどう考えていくべきか、今後の方向性、あるいは審議会を進めていく上でのアドバイスをいただけたらと考えております。さらに、参考になる先行事例等につきましても、皆様とざっくばらんに意見交換をしながら、共通理解を深めていけたらと思っております。

今日の予定ですが、まず最初に、吉田先生に1時間ほどお話をさせていただいた上で、質疑応答をさせていただきます。その後、審議会を1時間半ほど続行させていただく予定ですが、後半の審議のうち、「幼稚園と保育所の役割について」の部分は、吉田先生にも30分ほどおつき合いいただきまして、貴重なアドバイスがいただければありがたいかなと思っております。

今回は、傍聴の方が13人いらっしゃるそうですので、まず皆さんにお諮りしたいと思います。

傍聴の方のご臨席をいただいてもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

寺見会長 それでは、皆様のご了解をいただいたということで、この席にお入りいただきたいと思っております。

傍聴の方にも入っていただきましたので、改めまして、ここから第2回西宮市幼児期の教育・保育審議会を開会させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2．講話及び意見交換会 「幼保一体化をめぐる国の動向」

講師：吉田正幸 氏（保育システム研究所代表、『遊育』代表）

〔約1時間〕

3．議事

（1）第1回作業部会の報告

寺見会長 この審議会では、第1回の全体会以降に2つの作業部会を持っていただいています。今の吉田先生のお話の中にあっような、格差の是正の問題などを2つの部会で審議していただいていますので、その結果の報告をお聞きしながら、またそれを踏まえて吉田先生からアドバイスをいただければありがたいかなと思っています。

格差是正部会（8月4日開催）

寺見会長 まず、格差是正部会からお願いします。

上中部会長 格差是正部会の第1回を実施しました。お手元の審議会資料集の1ページをご覧ください。

1点目が、幼保と公私の比較・役割についてです。私立幼稚園の地域での子育て支援の取り組み状況、未就園児だけでなく、学童保育の補完なども把握して、役割についての議論を深めていく等々です。この分野につきましては、今後、子育て支援に関する資料を提示していただいたり、私立幼稚園のほうからも資料を提供していただいたりすることになっております。

2つ目が、家庭や地域における子育てや子ども像などについてです。家庭や地域が大切に、まちぐるみで子どもを育てていくという領域については、今後、共通理解を持って進めていかなければならない。

3つ目が、幼稚園の公私の比較です。公立がない地域での私立への選択、保育のベースの部分では保護者の負担を同じにするにはどうしたらいいか。こういう内容をこれから検討していく場合には、まず、部会のネーミングになっています「格差」をどう定義づけて共通理解していくか、ここからスタートしなければならない、こういうことを今後に向けて検討していきたいと思っています。

最後に、国の流れで、幼保一体化ですとか、幼児教育の無償化です。この中で、幼保一体化については、先ほど吉田先生からたっぷり伺いました。ありがとうございました。幼児教育無償化については、資料も持ち寄って検討したいと思っていますところ。

以上、報告を終わらせていただきます。

適正配置部会（8月6日開催）

寺見会長 引き続き、適正配置部会の報告をお願いいたします。

倉石副会長・部会長 2ページから4ページまであります。

検討課題が多かったので、時間が十分につけられなかったところがあります。継続審議になりますが、非常に幅の広い、奥行きのある議論をいただいたと思っています。

（1）地域・家庭の子育てにおける役割というところで、子育てを取り巻く現状と課題では、例えばですけれども、これが強調されたわけではないのですが、3歳未満児（0～2歳児）の在宅の方々の受け皿を、地域の中で、特に小さいブロックの中でつっていき、徒歩圏内で利用できる場所をしっかりと整備する必要がある。

地域における子育て支援では、がそれに連動すると思うのですが、高齢者、障害者と違って、子育てに関しては子育て支援の拠点がまだありませんので、どうやって地域で包括的なものをつかっていくかという仕組みがまだできていない。

、地域によって違いがあってもいいけれども、市全体で責任を持つコアになるものをどうつっていくのか。

すべて連動するのですが、次の地域における幼稚園と保育所の役割では、、子育て総合センター1カ所だけではなく、ここでは「公立幼稚園が」と書いてありますが、特に規定はしていなくて、もう少し地域にそういうものを配置していく必要があるのではないか。地域ごとに子育てを活性化させるためには必要だということです。

（2）の幼稚園と保育所の役割についてです。

機能的な違いはもちろん前提としてあるのですが、次のページで、特に保護者のニーズというところのご意見で、、先ほどの先生のお話にもありましたように、保育所には教育が求められているので、、一緒にできる部分もあるはずなので、違いはあるにしても、できる部分を今後協調して考えていただきたいという意見も出ました。

そのことが、今後の方向性のところですが、、こども園など国の動きを見て、共通している3～5歳の部分について保育内容・幼児教育内容について検討していく必要があるのではないか。

（3）、公立と私立の役割についてです。

基本的には、今のお話にもありましたように、公立と私立で役割分担することではないのですが、公立の役割で期待することで、、どうしても私立では受け入れが難しい子どもさんも出てくる場合に、公立が最後のナショナルミニマムとして受け入れるべきではないか。、公立では、子どもが減ってきたときには統廃合や地域の子育て支援的な役割へと役割転換していくことが可能ではないかという意見が出ました。

公立と私立の役割については、、基本的に、保育所の就業年数を見ると私立の先生方は非常に厳しいところにいまして、公立の先生のほうで対応に難しい子どもさんに対しては指導してもらったほうがいいのかという意見も出ました。

今後の方向性としては、4ページですが、、公立を残すとか、そういうことを前提にするのではなく、公私関係なく、特別支援等々、子ども全体を受け入れていくような

受け皿をどうつくっていくかをこの際に検討したいという話でした。

最後に、(4)地域ブロックについては、ほとんど議論する時間がなかったのですが、結論的に言いますと、、就学前の児童数を考えながら拠点となる施設を配置していく必要がある。今後の方向性としては、、基本的には小学校区を最小単位として、その地域の中でどのように適正配置を組み合わせしていくかを考えていくかという話になりました。

以上です。

寺見会長 概要をご説明いただきましたが、2つの作業部会に対するご質問、ご意見等はございませんか。今日の吉田先生のお話と今の報告とで、かなり整理された部分があるかなと私自身は思っています。各部会がなかなか白熱して、司会の部長さんがかかなり整理に時間がかかったとお聞きしております。これからお話ししていく中で、私たちのほうが視点の転換というか、外の形よりも、本質的な部分でどうとらえていくかというところで整理していく姿勢をとれば、格差の是正も適正配置の問題も、一つのラインの上で語るができると思うのです。もちろんまだまだ解決しなければいけないことはたくさんありますが、どう論議の基準を変えるかだと思うのです。恐らく2つの部会で論議がいろいろ白熱したのは、皆さんがそれぞれの視点から格差の問題を話されると、どうしても統一がとりにくくなるわけです。西宮の幼児教育・保育、先ほどの吉田先生のお話でいえば「保育」で統一したほうがいいのではないかということでしたが、子どもがどう育ち、保護者がどう育ち、地域がどう成熟していくのかという視点で、そこをどう充実させるかを考えたら、黒猫でも白猫でもいいということであれば、幼稚園・保育所は一つのスタイルにすぎないわけであって、そのスタイルがどうであったとしても、その中で何が行われるのかということが非常に重要なのかと思います。

そのように考えていけば、今ご報告いただいた事柄ももう少し整理して論議が可能かなと思っています。

もう1つは、西宮独自の特性もあると思うのです。幼稚園が多くて保育所が少ないとか、地域格差がかなりあって、北部と南部では随分設置の状況が違ったりしています。私も審議会関係の資料を全部読ませてもらったのですが、やはり独自のスタイルがあるなと思いました。

今日の吉田先生のお話を交えて思ったのですが、幼児教育そのものは、本当は昔から変わっていないのです。歴史の過程の中で、例えば地域の住民の方々の生活のスタイルが変わっていくから、いろいろなことが出てきたんだと思うのです。最初は、子どもたちがかわいそうで、寺子屋方式で始まったのが保育の始まりだったわけで、幼稚園、保育所は、戦後の教育制度、福祉制度の改革のときに2つに分かれてしまったのです。最初は1つだったわけです。

そういうことから考えれば、今まで積み重ねてきた幼児教育・保育の知見を土台にしながら、スタイルも今のものをゼロにしてもう一回作り直すことはもっと税金の無駄遣いになりますから、そうではなくて、既存のものを生かしながら、本質を失わないでというところで整理して考えていく必要があるのかなと思いました。

(2) 幼稚園と保育所の役割について

幼稚園の預かり保育の状況

寺見会長 私が余り話したらいけないのですが、ご質問は何かございませんか。もしなければ、この後、預かり保育の説明をしていただくことになっています。吉田先生が最後までおつき合いいただけないので、できるだけ西宮の状況を理解していただいた上でアドバイスを今いただいておりますので、引き続きまして、幼稚園と保育所の役割を論議したいところですが、先に預かり保育の説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

津田学事・学校改革グループ長 お手元に資料があるのですが、実はこの資料はそろっていないところがありまして、先ほど追加で差しかえとして2枚物の資料を置かせていただきました。申しわけありませんが、そちらをご参考にしていただければと思います。

11ページで、「(5) 幼稚園の預かり保育の状況」として、各私立幼稚園にアンケートをとらせていただきまして、ご回答いただいた分をまとめております。13ページを見ていただきましたら、全40園の一覧表をつけております。この表から取り出しまして、11ページの表にさせていただいております。

まず、 の実施については、40園中36園で預かり保育を実施しております。

の専属教員の配置については、ありの園が24、なしが12園となっております。

、1回の定員については、なしの19園が一番多くなっております。

の早朝預かり保育の実施については、している園が15園ありまして、その中で多いのは8時からで、7時からのところもあります。

の保育終了後の預かり保育については、一番多いところは週5回が28園、77.8%となっております。中には、土曜日を含めた週6回の園も3園あります。

終了の時刻については、一番多いのは17時まで、18時までとなっております。一番長いところでは20時までの園もあります。

続きまして、12ページですが、 の夏休みなど長期休業日における預かり保育の実施については、している園が20園、55.6%です。内訳を見ますと、冬休み、春休みに実施している園もあります。

実施時間については、一番多いところで8時から18時までとなっております。

の利用金額については、通常の見取り、長期休業日に分けて表にしております。

の保育内容については、下の*にあります。専属教員の配置の有無による保育内容の違いは、特には見られない。全体的にこのような内容のもので保育内容としては実施されているようであります。

説明は以上です。

寺見会長 ここで私がお聞きしたかったのは、いろいろと見ていますと、どこの市町村でも幼稚園の預かり保育は物議を醸しているところがありまして、どのように行われているかが今後のシステムの変更を考えていくときに非常に重要な気持だったので、先に報告をいただきました。

今のご説明にご質問はありませんか。

前田委員 質問ではないのですが、預かり保育をしている園に対する公的な補助金や助成金はあるのでしょうか。

津田学事・学校改革グループ長 特に預かり保育についての分は、市のほうからはありません。

前田委員 それでしたら、各園が努力して、職員の給与に関しても各園が全部負担することになるのですか。

出原委員 私立幼稚園の管轄は県のほうになりますので、県から子育て支援事業として補助金が出ています。

倉石副会長・部会長 その補助金は、保護者の方がほとんど負担され、園の側が持ち出しされているのが現状ではないのですか。補助金が出ていると全部カバーしてもらっているのですか。

出原委員 これで私が言いにくいのは、内容が違いますので、例えば塾のようなものを入れておられる園は、費用のかかり具合が違うから、保護者負担が多いこともありまじ、純粹に思い切り園庭で遊んで、おやつを食べて帰るとしたら、実費のおやつの部分と人件費の補助金で足りない部分ぐらいとか、いろいろです。ですから、これに関しては、私もいろいろと調べてみたら、36園の中でも預かり保育の費用の額も違いますし、一律には言えないです。

吉田講師 個別の県の状況はわかりませんが、国全体で言うと、文科省ベースの補助金は、恐らく私立幼稚園の預かり保育に対しては年間で60万円とか80万円とか100万円とか、その程度ですから、正直言って、微々たるものだと思います。その代わり、幼稚園教育要領上、今回は教育活動としての計画をつくらなければいけないと踏み込んでいますが、一応教育課程外の活動として、職員配置等についても文科省の規定がないので、ある程度お金で回る範囲でやっています。もし新こども園に移行して、一定の長時間保育となれば、恐らく指定基準として、今の認可保育所のような職員体制はとってくださいねとなると思います。極端に言うと、まだ決まっていませんが、例えば3歳なら20対1となりますと、その職員は非常勤ではなくて、当然正規雇用でということが基本になれば、相当人件費、コストをかけなければいけなくなります。こども園になれば、同じ機能を持っていれば、保育所・幼稚園に関係なく、同じこども園ですから、同じ公費がそれなりに入りますし、利用者負担も、今のように各園ばらばらではなくて、公定価格である程度価格も収入に応じて今の保育所に近い形になります。

そのことを見据えながらこれから考えないと、現状だけではなくて、現状は、変な話ですが、全国の平均的に言うと、職員もそんなに充実させずに、限られた細々とした補助金と利用者負担で何とか回るようにやっているのですが、きちりとやると、相当人件費もかかるし、今の県が出す補助金レベルでは到底経営的には合わないという現状は全国データとしてはあると思うので、そのあたりを頭の片隅に置いていただいたほうがいいかなと思います。

出原委員 それに関連して、先ほど聞いていたお話で、今、幼稚園の中でも預かり保育をやっていないところが指定をもらうためには、預かり保育をしていかなければ当然

もらえないという理解でよろしいのですか。

吉田講師 はい。

寺見会長 場所によりまして、幼稚園の預かり保育で全部対応しようとしているところもあったりして、一本化を図るために3歳以降は全部幼稚園が担って、3歳未満を保育所が担っていかうとするわけです。つまり、幼稚園に全部移行して、預かりをしていないから今から始めて、18時までとおっしゃるのです。保育所は19時までしてましたから、その1時間をどうされますかというあたりで言葉に詰まってしまったこともあったのです。

このように、形で言ってしまうと、どうしてもひずみが出てきてしまうので、皆さんぜひ、今日は本当に吉田先生のお話を聞いてよかったと思うのですが、形にこだわらないで、中身をどうやってつくり上げるかという論議をぜひしていただけたらなと思います。

ただ、言うほど簡単ではないなというのがあります。幼保の一体化をつくるのも結構大変なので、皆さんがまず共通理解をしていただいて、その上で論議をして、それで多様性を図ることが大事ななと思います。

多様性というのは、要するに、独自性という言葉をよく使われて、「独自性とは何か」と私もいつも聞き直りたくなるのですが、それぞれの園の歴史が違うと思うのです。それをこれがあるから一律に切ってしまうと言っているのではなくて、今まで積み重ねてこられたそれぞれの園の特性、西宮市の特性を生かした形の本質を見きわめたやり方を論議していく必要があると思います。ぜひお願いいたします。

内田委員 吉田先生にお聞きしたいのですが、国がこのシステムにしてしまうと、今までの幼稚園・保育所と同じような形で、この形でやらなければいけないということになるのか、それとも、地域によっていろいろな形になってもいいのか、そのあたりにはどのようになるのですか。例えば変な話ですが、西宮では今までどおりでいい、その代わり時間延長などの部分についてはお金を出そう、それ以外の難しい内容にもお金を出そうということでもいいのか、そうではなくて、この基準でなければ絶対だめだということなのか、そのあたりはどれくらい任されるようになるのですか。

吉田講師 基本は地域主権で、市町村に相当な裁量があります。ただし、こども園の制度設計においては、例えばこども園基準やこども指針をつくるわけですから、当然、ナショナルミニマムで定めたことは最低基準的にやってくださいねとなります。それプラスアルファは、自治体ないし各施設の自由でいいと、総論で言えば恐らくそうなると思います。

何か具体的なご心配があれば言っていただければ、決まってはいませんが、多分こうなるのではないかというお話はできますけれども。

例えば、うちは預かりを全くやらないという幼稚園は、国の新システムからするとこども園になれません、指定外幼稚園ですね、これははっきりしていると思います。西宮市がそこに対して独自にお金を出すことは自由ですが、国のシステムとしては、こども園の指定基準を満たさないで、こども園にはなれないということになると思います。

内田委員 そうすると、ある意味、市のほうが独自で予算を立てないとならないとい

うことですよね。

というのは、確かにいろいろな子どもたちがいろいろな施設を選ぶことは、確かにいいことだし、必要な部分もあるんだろうなとは思いますが、保育所を運営していきながら、幼稚園も見せていただいて、保育所のシステムが幼稚園にもなければいけないとなってくると、無駄ではないですが、非常に大変になってくるのだろうなと思うのです。各施設で二重、三重に、どれだけの人数を集めるのかという難しい部分もあるのかなと思いますが、そのあたりで費用もかかってしまうことも起きてしまうのではないかと思います。

そのあたりは、利用者の自由という部分と、経済的な部分をどのように考えるのかということが1つ大きくなってくるのかなという気はしています。

吉田講師 これは決まってははいないのですが、3歳以上の幼児教育機能は全部に保障することになるので、先ほど申し上げた、要保育認定が必要なのかという問題はあります。もしかすると、3歳以上でも、長時間保育を利用する方は、当然保育の必要性の認定をかけなければいけません、一日4時間を標準するということは3歳以上は全員必要なのですから、それをあえて市町村が認定することには多分ならない。3歳以上の少なくとも4時間標準は、希望すれば入れる、今の幼稚園と実質は変わらないことは十分あり得ると思います。

3歳未満については、幼稚園は別に無理に3歳未満までやらなくても、そういう意味での保育所化をしなくても、多分幼稚園の緩やかな指定基準でこども園になれるだろうと思います。ですから、指定基準が複数できると私は思っています。そういう話を聞いているので、単純に機械的に全部一緒には恐らくしない。そういう意味では、自治体の自由度がかなりあって、先ほど会長がご懸念されたような、3歳未満は保育所で、3歳になったら幼稚園という年齢区分方式の議論もあちこちで出ています。私は個人的にはかなり反対でして、子どもの発達の連続性や異年齢交流のよさを考えれば、なぜ3歳で切らなければいけないのかと思っています。ただ、地域によっては出てくるかもわかりません。そこまで国は禁止できない、実際裁量はあるという世界だとは思いますが。

寺見会長 それと同じようなことで、もう1つは、西宮市は、ほかのところと比べるとかなり子どもの増加率があったりして、状況が少し違うのです。これがこのまま続くかどうか。少子化やいろいろな事柄がひっ迫した状況に現在ないということと、幼稚園の教育は、西宮は発祥の地で、伝統が非常に高いところですから、この現状をどうするかについては、今のこの問題だけではなくて、恐らく将来的に少子化は確実に進行していったら、現状を保持できないときが来ることを想定しておかないといけないと思うのです。

だからといって、今どうこうすることにはとても抵抗が強いと思います。特に現場の先生方ですね。それと、私はパプコメを全部読んだのです。現在子育てをしているお母さん、お父さんたちの意識がどうなのかという問題もあります。ダブルバインドに縛られていて、「幼稚園じゃないとちゃんと教育してくれない」という意識があったり、親御さんの意識が本当にものすごく多様なのです。

そうした中で、私たちが理想的なシステムをつくったとして、どこまで住民サイドが

理解するのかという問題があって、住民サイドとの関係が一番大事なのです。つまり、生きている人が幸せにならなければ意味がないわけで、システムが素晴らしいからといって、みんな幸せになれるわけではないから、そう考えたときに、保護者の人たちの意識がどういうところにあるかも考えながら進めていく必要性はものすごくあるなと思うのです。

極端な例がいっぱい出てきていたので、そのあたりから考えると、別に西宮市がそうだというわけではないのですが、下手したら、「うまく子育てできていないかもしれないけれども、私はちゃんとやっているよ」と思われている部分もあったりすると、なかなかそこに私たちが介入することは難しい。「余計なお世話や、ほっといてくれ」ということにもなりかねません。

そういう意味で言うと、いろいろな方々のニーズにどう応えていくかも踏まえて考えていかなければいけないところは難しいなと思ったのです。そう思われる親御さんもあっていいし、困っているから助けてと思われている方もあろうし、そうではなくて、「私は一人で頑張るわ」という方もあろうし、いろいろな意識の方がいらっしゃる保護者の方と、西宮のように歴史のある、そして非常にレベルの高い幼児の教育や保育をされているところが進路変更されることに関して、どのように考えていくかについては、現状を見ながらやっていかないといけないなと強く思った次第です。

これも時間をつないでいるのですが、次のご質問はどなたかございませんか。

上中部会長 吉田先生に少し伺わせてください。

先生のお話が終わられてから、出原委員から「保育サービス」という言葉が出ました。その説明をされた際に、「言葉についてはあまりとらわれなくもいいですよ」とおっしゃいました。ある意味、そういう面もあるかと思うのですが、ただ、物事を的確にとらえようと思うと、言葉を慎重に選ばなければならない面もあると思うのです。

その意味では、「幼児教育と保育」という言葉がありますね。先生のお話の中では、「保育」で統一したほうが理論的にもすっきりすると言われました。ただ、先生の午前中の資料の8ページに、こども園のイメージ図がありますね。この中では、いまだに「幼児教育・保育」と使われています。しかも、別の資料でも、この順番が、「幼児教育」が先で「保育」が後なのです。これをこれからどう整理していったらいいか。あるいは、このイメージ図はまだ過渡的なものだから、統合・一体化するこども園の説明の中でも「・」を使って並立していつていると考えていけばいいのでしょうか。これを教えてください。

2つ目は、こども園がこれからどう普及していくかという点です。認定こども園が発足してから、普及は順調とは決して言えないですね。歩みは遅々としています。同じことが新システムのこども園になっても起こるのではないかと心配します。認定こども園が遅々として進まない大きな理由を1つ乱暴に言いましたら、これまでの幼稚園・保育所から認定こども園にかわったとしてもメリットがない、それに尽きるかと思うのです。こういう点、いかがでしょうか。

もう1点、午後の資料の「幼保一体化で克服すべき課題」のところ、1点目に「保育者のインテグレーション」を挙げていただいているのは、私も全く100%同感です。

保護者や地域が1番目、2番目ではなくて、現場の先生方なのです。

先日も30分番組の幼保一体化の放送があったのですが、まさに問題になっていたのは、文化の違いです。30分のうち8分間が、プールに入水させるためのやり方の違いだけにかけていました。幼稚園では洗体槽を使う、保育所ではこんなことをしたことがない、まさに驚くべきようなことです（この番組の中での話）。それも、普及でかなりブレーキがかかる1つの要因ではないかなと思うのですが、それはいかがでしょうか。

吉田講師 少し丁寧に申し上げておきますが、いいかげんに言ったつもりではなくて、行政がこういう資料で使っているものは、行政が法令的な用語として使っているわけですから、現場が使っている言葉と必ずしも一致しません。私も「サービス」でさんざん批判されたことも知っていますので、相当自分なりには深く考えているつもりです。使うときには意識して「保育サービス」という言葉を使っています。そうでないときには、「保育」とか「幼児教育」という言い方をしています。

ですから、読み取るほうか、行政のペーパーであれば、ここで言っているのは別に悪意もないし、その辺で売っているサービスとごっちゃにして言っているわけではなく、かなり法令的に使っていると読み替えてくださいという意味です。悪意も何もなく、逆にちゃんと厳密に使っているということです。

変な話ですが、商標登録のときの分類から言うと、いい悪い、好き嫌いではなくて、「サービス分野」という分類しかない、それと同じだという意味です。私は言葉で生きている物書きですので、言葉はいいかげんではなくて、むしろ厳密に使わなければいけないと思っています。逆に言うと、自分の思いと違う言葉を相手が使ったとしても、考えずに浅く使っているのか、向こうの立場で法令用語で使っているかぐらいは、こちらでも読み込まなければいけないという意味であります。

「幼児教育・保育」については、認定こども園制度をつくるときに、実は私はすべての審議会にかかわってしまして、教育・保育自体、かなりもめたわけです。認定こども園の法律は、正式には「就学前の子どもの教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」で、「教育・保育」を使っています。私も、審議の時点から納得がいかなかったのですが、法制局は通っているのです。

このイメージ図で言うと、「幼児教育」は、明らかに専業主婦家庭の3・4・5歳の子どもであって、親が働いていなくても、3歳以上になれば4時間を標準とする幼児教育を保障しなければいけないという「幼児教育」です。「保育」は、フルタイム・パートタイムはともかくとして、0歳から就学前までのすべての子どもに対して、基本的には就労家庭の子どもが利用できる機能だとして、これは機能で分けています。その中身に踏み込んでいくと、「保育」の中には当然幼児教育も入っているのは当たり前の話ですので、ここは、制度設計の段階でももっと議論しなければいけないだろうと思います。

今の時点であえて言えば、ここの「幼児教育」は、基本的には幼稚園教育要領でしっかり対応する世界、「保育」は保育指針で対応する世界で、現在は、幼稚園と保育所の二元行政があることは事実ですので、多分こども園一本になれば、もしかしたら概念整理して統合しなければいけないかもわかりません。ただ、現在、ある言葉だけを使うと幼稚園団体がものすごく怒るし、ある言葉を使うと保育所団体が反発することがありま

すから、両方をにらみながら、こういう表現をしなければいけない側面もあるのだと思っています。

認定こども園が普及しないのはおっしゃったとおりで、簡単に言えば、メリットがほとんどなくて、デメリットがいっぱいある、だから誰もやらんでしょうね。特にメリットがないことは、財政措置がかなり厳しいことが1つあります。会計処理等々も、二元行政を前提にしているので、非常に複雑多岐になって面倒なところもあります。

それでも今、500を超える認定こども園があります。しかし、この500の中には、「これで何とか園の生き残りになるのではないか」というところもなくはありませんが、しっかりやっているところは、もともと自分の園はそういう総合的な機能を持ちたかった。つまり、親が働いていても・いなくても、所得が高くて・低くても、障害があっても・なくても、とにかく地域のすべての子どもに対してうちの園の理念を通して保育を実践したいという思いのところ、もともとそういう気持ちでそれに近い保育をやっていて、たまたま認定こども園制度ができたので、損得以上にのっかっていこうとしたケースが多いのだらうと思います。

逆に言えば、これを普及させるためには、しっかりとした財政措置をして、面倒な二重行政の煩雑な事務、会計処理その他をなくし、片一方の認可がとれなくて幼保連携型になれないと相当デメリットが出ますから、そういう問題をシステムとしてなくせば、かなり増えると思っています。これは、新システムになれば、幼保そのものがなくなってしまふので、こういう問題は消えるのだらうと思っています。

職員のところですが、私はちょっと違った視点を持っています。たまたま最初に勤めた職場が幼稚園か保育所かによって文化の違いが明確に出ます。これは極論ですが、例えば保育所の職員であっても、何かあるとすぐに子どもとアタッチメント的に関わりたい、抱き締めたい派の保育者と、いい意味で必ずしもベタベタせずに見守って保育したいという方があります。幾つかおもしろいデータがありまして、より低年齢の子どもほど、密着派・抱き締め派の保育者のほうが保育の成果が出る。4・5歳児になると、そういうタイプの保育者よりも、少し離れて寄り添う感じで見守りタイプで、子どもの主体性を尊重するような、すぐに行きたいけれども、とりあえずそこを抑えて、子どもに任せるほうが、4・5歳児の育ちに有効であるという調査があつたりします。やはり発達・年齢によって、より低年齢の子どもほど、いい意味でアタッチメント的な関わりをしなければいけない。逆に4・5歳になると、保育者がしゃしゃり出ていくよりも、環境構成のほうをうまくやって、むしろ子ども自身の心情・意欲・態度、主体的な遊びを尊重すべきだらうと思います。

しかし、大事なことは、極端に言うと、比率は別として、保育者の中にはそういうタイプがあるのです。しかし、自分がいい意味でべったりタイプのアタッチメント大事の抱き締め派の保育者だったとしても、今かわっている子どもが5歳児であれば、自分の気持ちはぐっと抑えて、指導計画をイメージしながら、環境構成の中でのなるべく見守っていこうと自分をコントロールしなければいけない。自分は本来見守り派なんだけど、今見ている子は1歳の子だから、ここは意識的に何かあればすぐに抱き締めてあげたり、スキンシップをとったり、コンタクトを意識しようというのがプロだと思っています。

その発達や子どもの状況や子ども集団の大きさ等々に応じて、やはり臨機応変にそこは柔軟に変えていける保育者でなければいけません。それは、幼稚園だ・保育所だという問題を超えて、新しい保育者の文化をつくっていかねばいけない、これが私個人の考えです。お答えにはならないかもしれませんが。

濱島委員 現状の保育者の問題で非常に悩んでいることがあります。保育者の採用に当たって、思いのある方が非常に減ってきているような気がするのです。20数年、保育の世界にいますが、とりあえず憧れで入ってこられて、2～3日したら来なくなってしまふ、そういう現状で、これからもっと高度な技術や能力が必要になってくる中で、いかに保育者を育てるのか、養成機関の整備が問題だと思うのです。現場で即戦力になれるように、今の学校の幼児教育科などが、どういう形になっていくのか、そういう人材育成の部分で追いついていくのかなというのが一番怖い部分です。正直うちの園としても、保育者の質の部分 技術であったり、能力であったり、思いであったり、いろいろな部分でなかなか育ちにくい、育てにくい問題があります。新システムの中で、保育者の育成などをどのように考えておられるのか、その部分が知りたいと思うのです。

酒井委員 追加して、先ほど免許制度はまだ全く動いていないとおっしゃっていたのですが、そうなんですか。何か動きが同時にあるのかどうかも教えていただけたらと思います。

吉田講師 先に免許制度からお答えします。

私は多分、動いていないとはお話ししてなくて、簡単に幼稚園教員だけ小中高校も含めた免許制度体系からスポッと外すのは難しいと言ったと思います。

もう一方は、時間の関係でお話しませんでした。教員免許制度が、今の政権になって、10年の免許更新をやめよう、その代わりに、4年の養成課程を6年にしようという議論があるのです。ところが、幼稚園教員はほとんどが短期大学卒ですから、4年制大学でもそんなに主流ではないのに、6年制というのは人材養成として現実であり得ないだろうと思うのです。

中教審の免許制度の議論の中でも、幼稚園教員免許を小中高教員免許全体の見直しの議論に入れるのか入れないのかが議論になっていて、ひょっとしたらその部分は外そうということになるかもわかりません。ただ、いずれにしても、ちょうど免許制度改革の議論を中教審で始めたばかりですから、動き始めてまだはっきりしないので、だから余計に保育士との統合とか、そういう簡単な話にはならないですねというのが先ほどのお話です。

最初のお話で、新システムで保育者をどう考えているかということ、これははっきり申し上げて、ほとんど今は詰めていないと思います。これから幼保一体化、あるいはこども指針というところで議論していくことになります。ただし、一方で、先ほど申し上げたように、幼稚園教員免許も含めた免許制度のあり方ももちろん議論していますし、保育士のあり方も、専門性を持った保育士をどのように養成するか、保育士養成課程の見直しの議論もかなり詰めてやっていますので、下地としてはもう議論はあります。ただ、これを一体化することは、先ほどお話しした理由で単純に一体化できないということです。

ご質問の趣旨から言うと、養成校自体のあり方ももちろん考えなければいけないのですが、部分最適ではなくて全体最適と言っている意味は、一方で、養成校で育った学生が勤める職場環境が、保育所にせよ、幼稚園にせよ、それ以外のところにせよ、はっきり申し上げて処遇が悪い、離職率が高い、つまり長く勤められない。もっと言えば、男性保育者が家族も養って一生の仕事にできる職場かという、全然そうはなっていません。ということは、そこを変えないと、養成校だけいくら頑張っても、その先、プロとして勤める職場に未来が余り豊かでなければ、そもそも養成校に優秀な人は行きません。ですから、養成校だけの問題でもない、職場だけの問題でもない、トータルに人材の養成・確保ができることをシステムで考えていかなければいけないだろうと思っています。

その意味で、処遇の改善と、職員配置の改善も、ヨーロッパ基準から見ると、幼稚園にしても保育所にしても、余りに今の子どもと保育者の比率では、1人の保育者が見る子どもの数が平均的に多いので、大変だと思うのです。これは日本の保育行政の貧困だと思っていて、国の責任だと思うのですが、そういうことをこの機会にできるだけ変えなければいけないだろうと思います。

そういう意味で新システムは、それをもう一回考えるいいチャンスだと思っています。逆に、期待するだけではなくて、新システムの政府委員も言っていますが、なるべく現場から声を出してほしい。少しでも出してもらって、できるできないはまた別ですが、そういうこともちゃんと考えながらつくっていききたい。役人だけがつくるのではなく、民主党の政治家だけがつくるのではないとはっきりおっしゃっています。

やはりいろいろな声を当然出すべきだし、極端に言えば、この審議会でも、もちろん西宮市の保育政策ではあるけれども、国の行政にも影響するので、この議論の中で国にはこういうことを期待したいということがあれば、大げさに言えば西宮市が国に声を出していいと思うのです。そういう機能が少しくらいあってもいいのではないか。あるいは、私がある立場にあるかどうか知りませんが、そういうことにつながっている人にコンタクトをとって、西宮市だけでできないことは、西宮市ではこういう議論をしたんだから、国のレベルでもこういうことも考えてほしいと、せつかくこういう議論の場があるのですから、内側だけではなくて、いい意味で外に向かって発信してもいいのではないかと思います。

寺見会長 もう先生のお帰りになられる時間が近くなっておりますので、もし何かありましたら今のうちにぜひ。行政の側からも何かありましたら。

多田こども部長 行政側から1点だけ。

新システムの関係で、保育所・幼稚園がやるべきことが示唆されていましたが、一方で行政として、新システムをにらんだときに、今西宮の場合、こういう審議会を立ち上げていますけれども、こういったことをしていくべきなのかというご助言がございましたらお願いします。

吉田講師 一番簡単に申し上げると、西宮市の保育行政として、公私・幼保全部を視野に入れたグランドデザインを描くことが必要だと思います。しかも、20年先までは予測できませんが、少なくとも10年スパンで、これからの子ども人口や人口の転入・転出等々、予測可能な範囲の条件を踏まえながら、何をどこまで整備していくのかをやらな

ければいけないと思います。当然、この春から動いている次世代育成支援の後期行動計画では、厚労省の動きもあって、潜在ニーズを当然把握しているはずですが、日本じゅうの市町村では、例えば柔軟な働き方があって、預けやすい保育施設があったら私も働きたいみたいなデータをとっているはずですが、それで潜在ニーズがわかるわけですから、どの程度まで働き方の見直しや保育環境の整備が進めば、この潜在ニーズがどのくらい顕在化してくるかの予測が立ちますから、そういうデータも駆使しながら、少なくとも最低5年はこの次世代行動計画の期間でもありますので、5年先を見通しながら、グランドデザインを、公私・幼保関係なく、新システムになれば公私も幼保もないわけですから、全部西宮市の貴重な社会資源として、機能に着目して、それぞれの得意なすばらしい機能をどう組み合わせていくのか。しかも、西宮市全体というよりも、先ほどお話が出ていたように、西宮市の中でも地域性がいろいろあって、密集地域もあれば、そうでない地域もある、そういう市内の幾つかの地域特性も踏まえる。利用者にとっては、やはり地域生活圏です。車で30分もかかる利用なんかあり得ないので、日ごろの生活の中でカバーできる範囲というところあるエリアになるので、それぞれのエリアというレベルも含めてデザインし、こういう関係者もそこに向かって自分たちは何が貢献できるか、あるいは、今はできないけれども、行政支援があればここまではもう一歩踏み出せるとか、そういうものを全部積み上げていって、変な言い方ですが、全体のいいパズルを組み合わせることが行政の仕事だろうと思います。

村上委員 初歩的なことですが、私は、長女が幼稚園に通ってしまっていて、そこはお寺さんの幼稚園なのです。こども園になった場合に、使っている教材云々ではなくて、宗教的な絡みのあるような幼稚園も、すべてこども園という形になるのでしょうか。また、先ほどおっしゃった指定外という形になるのでしょうか、教えてください。

吉田講師 それは簡単です。こども園といっても、細かい各園の特色まで全部奪って画一化するわけではないので、お寺さんはお寺さん、キリスト教会系の園はキリスト教会系、神社の幼稚園は神社の幼稚園として、それぞれの個性、私学でいえば建学の精神は当然大事にしなければいけないので、その特色は多分変わりません。こども園ができて、お寺さんの幼稚園は、保育室に仏壇があって仏像があるのか、それはありますし、もっと言うと、幼稚園が、通常の教育が終わった後に、例えば夏だったら希望者にスイミングをやるとか、体操の先生を呼ぶとか、ピアノとかエレクトーンを教えるとか、こういうオプションがありますよね。このオプションはオプションで別にいいのです。そこまで行政が禁じる話ではないので、そういう意味では何も変わらないと思います。

ただ、利用する人が、専業主婦でなければ利用できないとか、フルタイムで働いていなければ利用できないとか、そういう壁は消しましょうというだけで、特に民間・私立のいいところはもっと発揮できるような環境にすべきだと思っていますし、それをつぶすようなことはまずあり得ないと思っています。

熊谷委員 先ほど言われたように、西宮はすごく幼稚園が多いのです。そうなった場合、全部こども園にかわると、人口の推移もありますし、その辺で、この辺には1つとか、そういう地域バランスのようなものを国のほうで定める予定はあるのですか。

吉田講師 何も細かいことは決まっていますが、恐らくそういう発想ではないと思

います。認定こども園であれば、全部認定こども園になることは想定していないので、当面2,000件ぐらいをめざすと言っていました。今回は、そもそも幼稚園・保育所を全部なくして、こども園一つになる。ただし、そのこども園は、全部画一的な同じ機能を持っているのではなくて、先ほどの楕円形の図で言うと、左側は限りなく今の幼稚園に近いこども園、つまり3歳未満児は受け入れない、3・4・5歳児中心で、長時間保育も17時ぐらいまでしかやっていなくても恐らく認められるのではないかという話があります。逆に、右側は限りなく保育所に近いこども園で、0～5歳児の長時間保育の子どもを今と同じように入れていられるけれども、3～5歳児の専業主婦家庭の昼過ぎに帰る子どもは、仕組みとしては入れますが、そうでない人でいっぱいだから入れない。今の保育所と実態として全く変わらないこども園もあります。

こども園はあくまでシステムですから、みんな判子で押したような、同じ年代の同じ保育時間の子どもを入れるのではなくて、いろいろなこども園が多分あるだろうと思います。ただ、緩やかにこども園でくくって、保育の指針も基準もいろいろなものなるべく共通化していこう。ただし、バリエーションはいっぱいある。より真ん中に近いところに、今の認定こども園のような、幼稚園と保育所の機能をフルに持っているものもある、でも、幼稚園に近いこども園も保育所に近いこども園もある、そういうイメージだと思います。

熊谷委員 そうすると、認定こども園よりもタイプは多くなるということですね。

吉田講師 そうです。ただ、幼保連携型とか幼稚園型とかいう名称をつくるかどうかは別として、もしこども園になれば、認定こども園の名称はなくなりますので、幼保連携型とか幼稚園型はなくなりますが、類型的なものは多分できるだろうと思います。

濱島委員 指定制になった場合ですが、国からの基準をクリアしたものは指定されるということですが、市町村に任せるという部分で、例えば、先ほどおっしゃった大阪市などで社会福祉法人でないと認可をとれないのと同じように、指定制になったとしても、市町村によっては、社会福祉法人でないと指定は無理とか、そういう基準もあり得るということなのでしょうか。

吉田講師 指定制は、実際の裁量は入れないので、市町村が、指定基準をクリアしているけれども、うちは指定しませんということは基本的にあり得ません。それでは認可と一緒になくなってしまいますので、指定は基本的に自由です。ただし、地域の需給関係で、明らかに供給過剰だったら、これ以上私立を増やしたらむしろ混乱するだけのところは、国がある判断基準をつくって、そこは指定に規制をかける、あるいはそこだけ指定を外すとか、あるいは総量規制を入れて、それを超える参入はだめだとするとか、それはあり得ます。原則として指定基準は、客観的な最低基準をクリアすれば、誰でも指定がとれることになると思います。

ただし、社会福祉法人や学校法人は特定の公益法人だからいいのですが、例えば株式会社ですと、議論の中で心配されているのは、参入するのはいいけれども、園児が減ったらすぐに撤退するのではないかとか、保育の質はどうなのかという問題はあります。どこまで歯止めをかけるかは全くこれからの議論ですが、少子化対策特別部会でも議論したのは、参入は自由だけれども、簡単に子どもが減って経営が苦しいからといって撤

退されたら混乱するので、ある程度の撤退規制はひくとか、職員の離職率や職員の処遇なども評価システムに入れていかないと質は担保できないという話はしています。特に株式会社は、そういう不安を一般の人も持つので、そういう不安がないような歯止めをかけようという議論になるだろうと思います。

倉石副会長・部会長 全部勉強させていただいているので特にはないのですが、とにかく財源がどうなるのか、そこが一番大きなところでして、このままでいくと、恐らく満額とはならず、自治体がどれだけ頑張っていけるかが大事になってくるので、この審議会では、最低この部分は自治体としての責任で、私の部会で言うと適正配置をしっかりとやってくださいと言っていないと、国のほうはデザインを描いてくれますが、最後の財源は、多分育児保険ということはないですよ。

寺見会長 ならないのですかね、私もそれが最後に聞きたかったのですが、それが一番危惧しているところです。

倉石副会長・部会長 育児保険ということにはなかなかなく、消費税のところでカバーしようと考えておられると思うので、取り合いになると思います。そこは、この審議会の大事なところではないかなと私は認識しているのですが、そういうことよろしいでしょうか。

吉田講師 政権交代前は、少子化対策特別部会で保育制度改革をまとめた大前提は、当時の自民党が抜本的な税制改革として、要は、消費税を値上げしたときに、消費税はすべて社会保障財源に充てる、その社会保障財源の中には子ども・少子化対策を入れることが一応閣議決定されていたのです。消費税値上げのタイミングも、2011年にしっかり議論して、そこから数年後に上げることを前提に保育制度改革をやろうとしていました。1%でも回してもらえれば、今でも3兆円、4兆円の子どもの財源で動いているのですが、1%で2兆円ですから、プラス2兆円すれば、かなり充実した制度改革ができる。むしろ制度を変えてそのお金を入れたほうが、職員の処遇改善、配置改善ができる。私は、処遇の改善と配置改善だけを言い続けていたのですが、それは先立つものがなければできませんから、消費税を前提に組んでいたのです。

ところが、民主党は、当面消費税は上げないと言って、菅さんが上げると言ったらバッシングを受けて、また上げてないと言っています。どう考えても、今の財源を担保して、さらにプラス1~2兆円ないと、いい改革はできないので、消費税がない限り、子どもの世界というのは、介護保険のような保険システムは理論的にも難しいので、消費税に頼らざるを得ません。その消費税議論が今の政権はかなり足踏みをしているのがつらいなと思っています。

ただ、この改革を仮にしなかったとしても、先ほど申し上げた子ども手当財源を確保しなければいけないことになれば、今の制度では、恐らく民間保育所の一般財源化議論がかなり出てくる、あるいは幼稚園では就園奨励費を大幅にカットするということが起こると思います。子ども手当をいっぱい出しているのだから、保護者負担軽減の就園奨励費は相殺していいじゃないかという話は現実にあります。

これは、制度改革の問題ではなくて、もっと根っこの、国、社会がこれから未来を背負う子どもたちに、未来への投資として、国民がみんな合意して、それなりに苦しい中

でもちゃんとお金を出せるのか、ここしか私はないと思っています。改革議論以上に、これから日本が成り立つために、かなり社会的に意義があるので、そこにどれだけお金を入れられるのか、それが日本の将来を左右する、今やらなければ間に合わないということですが、おっしゃるようにやや不安が正直あるというのが今の状況です。

寺見会長 そういうところでちょうどお時間となりました。吉田先生がお急ぎのことは十分わかっているのですが、私たちに貴重なアドバイスをもう一言いただければありがたいと思います。

吉田講師 実はレジюмеに書いていて、言えていないことなのですが、今日は、イギリスのチルドデズセンターのお話は申し上げませんが、レジюмеに書いているように、これから社会がもっと複雑多岐・多様化します。いろいろな状況の子どもがいて、保護者もいろいろな考えや、いろいろな働き方や、いろいろな地域環境の方もいて、当然そこにきちっと包括していくためには、どうしても機能の多様化は避けられないと私は思っています。ある程度の多機能化は避けられない。しかし、その多機能化がてんでばらになると全く元も子もないので、それぞれの多様化した機能がどこかで全部つながっていて、あるいはむしろ相乗効果を生んで、あるいは相互補完の関係にあってという、機能の総合化・融合が必要だろうと思います。それをインテグレーション（統合）という言葉を使っています。

同時に、「インクルージョン」というのは、まさに包み込むことです。今ヨーロッパで「ソーシャル・インクルージョン」という言葉が言われ始めていて、つまり、反対語は「ソーシャル・エクスクルージョン（社会的排除）」です。「宗教・信条が違うからうちのマンションに住むな」とか、「あなたはお金がないからうちの施設では面倒を見れません」とか、「あなたは人種が違うからほかの町へ行ったらどうですか」とか、何ら本質的な違いではないのに社会的に排除してしまう。特に子どもの世界で、子どもに何の責任もないのに、今申し上げたような要因で、子どもが望ましい環境から排除されることがあってはいけません。

その反対が「ソーシャル・インクルージョン」です。どんな状況であっても、家にお金があっても・貧乏でも、体に障害があっても・なくても、大家族であっても・核家族であっても・母子家庭であっても、そういうことに関わりなく、すべての子どもが地域で豊かに育っていけるような視点が、「ソーシャル・インクルージョン」です。みんながその地域でよりよく生きていきましょう、特に子ども時代には、同年齢・異年齢、あるいは親以外の大人を含めた多様な関わり合いがどうしても必要だと私は思っています。中高生になれば、学力で選別されてそれぞれの学校に行ってもいいでしょう。それもあってもいいかもしれませんが、乳幼児期は、もっと幅広い地域社会の中で子どもが生きていくベースをつくらなければいけないと思っていますので、ぜひ「インクルージョン」という視点も大事にしていきたいと思います。

私は、今の日本には制度的なエクスクルージョンが多いと思っていまして、保育所は、保育に欠けない子どもをエクスクルージョンしています。悪気はないのですよ。ただし、制度として保育に欠ける子どもを対象にしているということは、欠けない子どもは排除しているのです。幼稚園は、学校教育という形で3歳以上の集団教育をしています。こ

れは別に間違っていないですが、オール子どもの世界からすれば、3歳未満の子どもは制度的に排除しています。そういう排除はやめませんかという意味で、「インクルージョン」です。

もう1つは、語呂合わせで言えば「インターラクティブ（双方向性）」が必要です。私は、保育所も幼稚園も、子育て支援も保育も、親をお客さんにしてはいけないと思っています。お客さんにすれば文句を言います。いい意味で同じ仲間にならなければいけない。それは双方向でなければいけない。しかし、同時でなくてもいい。その地域で子育て家庭の親がある時期支えられる。しかし、支えてもらった人が、自分の子どもが大きくなって、子育て経験を持って、今後は自分が支え手になればいいのです。ある時期は支えてもらって、次の時期に自分が支えて、自分が支えた人は支えられる側から支える側になっていく。それが時間軸で見た双方向性だと思っていまして、地域づくりにもそういう観点がかなり大事だと思っています。

「インターラクティブ（双方向性）」、「お客さんにはしない」、大げさに言えば、保育は「参観」ではなくて、「参加」しなければいけません。参加すれば、当事者意識が出てきて、人ごとではなくなります。人ごとだから文句を言うのです。自分が同じ仲間・当事者になってしまえば、自分もそれを守る側になるわけですから、そういう意味では「インターラクティブ」も必要だろうと思います。

機能に着目して「インテグレーション」と「インクルージョン」、そして「インターラクティブ」、カタカナは余り好ましくないのですが、キャッチフレーズ的には、ぜひそういうことを大事にしていきたいと思います。

寺見会長 ありがとうございます。5分延長してしまいましたが、飛行機の時間がありまして、吉田先生にはここでご退席いただくこととなります。本当にありがとうございました。（拍手）

（3）保護者・保育者・等へのニーズ調査について

寺見会長 次に、吉田先生のお話を聞きながら思ったのですが、私がかつてアメリカに行ったときに、今と同じような形がありました。ちょっとモデルをご紹介しますのですが、その園では、全部異年齢保育で、0歳はいなかったのが、2歳以降の子どもたちがいて、全部保護者選択だったのです。先生方が保育計画を立てるのですが、その保育の計画の中で子どもがいつそこに在籍するかは親の選択なのです。ですから、午前中だけの子、午後までいる子、そして、月・水・金しか来ない子、そこまで選択がありました。そういう保育の計画は、保護者のサインがないと実施できない。保護者がノーと言うと、その子は違う保育を受けさせるのです。そこまで利用者サイドの選択になっていました。

それはアメリカが多文化だからということが非常に大きくて、それがいいということで紹介したわけではないのです。とにかく、新しいことは、視点をちょっと変えれば、かなり多様なことが実現可能かなと思います。お父さんもお母さんもみんな保育に入っていました。朝、子どもを連れてきたら、カリスマ保育者をしてから勤務に行かれてい

ましたし、お父さんが暇なときは、ギターで子どもと歌っていたりしました。そういうところもモデルでご紹介しておきたいと思います。

さて、これからは倉石副会長からお話しいただきたいところです。論議はもっとしなければならぬのですが、それをするに当たって、まずは住民の方々がどういうイメージをお持ちなのかが非常に重要で、そのこのところを、倉石副会長を中心に部会のほうで話し合っていていただいておりますので、よろしく願いいたします。

倉石副会長・部会長 まだ部会のほうで特にもんでいるわけではなくて、市と私の研究グループのほうで調査をさせていただくことになっておりますので、その調査の概要についてご説明させていただきたいと思います。

まず、今回の資料集15ページに調査の概要の説明、そして、別冊の資料3 - 2以下、資料番号はついていないのですが、「幼児期の教育・保育アンケート調査【保育者】」と「【施設長】」というものがあります。それで簡単に10分ぐらいで説明させていただこうと思っています。

先に申し上げますが、時間が十分ありませんので、お読みいただき、チェックをし、期日は後で事務局から言っていただきますので、その間にご意見をいただいて修正することになっていきます。今日で決まりというわけではありませんので、それだけお断りしておきます。

まず、15ページですが、調査の概要です。

対象者は、保護者7,000人を無作為抽出で、幼稚園利用者2,500人、保育所利用者2,500人、在家庭2,000人、公私立はこの書いてあるバランスでしようと思っています。全利用者数と絡めて、最低これぐらいの人数があると、妥当性のある、信頼性のあるアンケートになるだろうということで、数字を出しています。

今回は、保育者と施設長の方々にも、市内の全施設に調査をさせていただきます。幼稚園・保育所の各年齢主任級に調査として、500人というのは、各年齢・クラスの担当の方です。施設長は116人で、内訳はこのようになっています。小学校の先生方にも調査の予定をしていますが、まだここは細部を詰めていません。

実施方法については、お読みください。

今後のスケジュールですが、来月9月末までに発送しまして、10月に回収、11月から分析作業に入ることになっています。

まず、資料3 - 2（別冊）は、保護者アンケートになります。

保護者アンケートは、形式を一つにしまして、幼稚園利用者、保育所利用者、在家庭、それぞれアンケート項目が分かれるようになっています。そこまで細かく説明していませんと時間が足りませんので、後ほどご確認ください。

1枚目はご案内で、1・2ページが世帯状況等の基礎データで、「あて名のお子さんについてお尋ねします」ということになっています。

非常に苦労している点はたくさんあって、一つ一つ説明したいのですが、そこまでの時間はありません。問2、問3あたりで、お父さん・お母さんの年齢、就労状況、世帯収入、子どもさんの数など、かなり細かく聞いていくことにしています。

3・4ページは、「現在利用されている幼稚園や保育所、認可外保育施設についてお

伺います」として、ここで分かれるようにしています。例えば問9では、「現在利用されている幼稚園や保育所などの保育施設は希望した施設でしたか」として、希望して入れたのかどうかをお伺いしています。それに対する満足度を問10で確認させていただきます。

前後しますが、このあたりからは、4件法という、「満足」から「不満足」までの4つの類型で答えていただきます。これは、後で分析をするときにやりやすいかなと思っています。

幼稚園や保育所についてふだんどのようなお考えがあるかについて、例えば問11で「保育施設を選ぶ場合に次の項目をどの程度重視するか」、問12で「幼稚園と保育所の違いについてどう思うか」、問13で「公立幼稚園と私立幼稚園の違いや特色についてどう思うか」、問14で「公立保育所、私立保育所の違い」、問15で「幼稚園と保育所の役割に関する違い」、このようなことを保護者の方に聞きます。

5ページです。問16では、「入園条件、保育料、保育施設などの条件の有無に関係なく、自由に選択できるとするとどの施設を利用するか」、「その理由はどういうところか」、問17・18は、保育ニーズというか、保育施設、仕事と子育ての両立ではどのようなことを考えるかを聞いています。

次の6ページですが、地域の保育サービスについて聞いていまして、「過去にどういう保育施設を利用したか」を聞いています。さらにこのアンケートでは、問19で「施設や事業の不満点」を、せっかくの機会ですから聞くことにしています。

問20・21は、次世代育成支援とも関連することですが一応お伺いして、7ページの問22も、「子育て負担を緩和するための支援としてどのような項目が必要だと思うか」という一般的なことを聞いています。

次に8ページにいきますと、幼稚園を利用されている方にお聞きしています。

「現在利用している幼稚園を選んだ理由」とか「預かり保育」のこと、問27では「幼稚園の保育サービスとしてどのようなことを望んでいるか」、問28は「幼稚園の保育料」、問29は「公立と私立の保育料が同じであればどちらを希望するか」もお聞きしています。

9ページは、在宅の方にお聞きしていまして、問30は、「今後、市内の保育施設を利用するとすればどの施設を希望するか」です。特に西宮の場合は、認可外保育所の利用者も地区によっても多数いらっしゃいますので、そういう選択肢も設けています。

あとは、10ページは保育料のことです。この審議会の一つのテーマになっていますし、格差是正とも関係しますので、公立と私立の保育料負担についてお伺いし、障害児保育、特別支援教育は、酒井先生のご専門ですが、こちらのほうで項目を設定させていただきます。これは、「利用されている施設でこういうことが実施されているか」、「それに対してどう思うか」を聞いています。

12ページでは、「これからの保育行政についてのお考えをお伺いします」として、問41・42を設けています。これは、私がこんなことを聞いてもいいのですかと事務局にお聞きしたのですが、事務局では、ぜひこういう質問を加えてみたらどうかと言われまして、「市の縦割り行政のことについてどう感じているか5についてもお伺いしています。

以上ざっとですが、保護者のほうの項目をご紹介します。

保育者のほうは、まだ案としてお出しする前段階ぐらいとご了解ください。ですから、保育者向けと施設長向けは、幅広くご意見をいただきたいと思います。

保育者向けの方をご覧ください。

フェイスシートのところで、担当しているクラスや保育資格など、基礎的なことをお伺いしまして、問1から、「幼稚園・保育所、公立・私立、家庭や地域の子育ての違いについて」、「公立と私立にはどの程度違いがあると思うか」、「幼稚園と保育所ではどの程度違いがあると思うか」など、保育者の意識をお伺いして、2ページ以降は、「教育と保育の役割の違い」、「幼稚園教員と保育士の資質・専門性の違い」についてもお尋ねします。3ページ以降は、地域のこと、「子育て家庭の保護者がどういうことを求めているか」、「保育内容をよりよくするためにどのようなことが必要だと思うか」、4ページにいきまして、1-11、「保育内容の改善を拒んでいるものがあると思うか」を意識としてお伺いしようと思っています。

2でいきますと、「地域の保育サービスの提供について（地域バランスや適正配置）」として、「現在の施設で行われている保育サービスに をつけてください」、「保育サービスの中で必要性が低いものがあれば をつけてください」、「保育サービスの必要性に関する下記の項目についてどの程度感じているか」ということです。このあたりは、保育サービスのことを聞いています。

5ページの2-7では、「現在のクラス数と、集団規模について、現状と適切と思う人数を書いてください」として、配置基準や設置基準の最低基準のことですが、そういうことをお伺いしようと思っています。

6ページには、保育所の待機児童解消に向けた方策について、まだこのあたりは完全に詰め切れていないのですが、「保育所を本当に必要な方が利用されていると感じているか」、「保育所の待機児童解消の方策に関してどういったものが必要か」、「幼稚園の保育についてどのように思うか」、「保育所の民営化に対してどのように考えているか」などを聞いています。

7ページにいきますと、3-6「公立幼稚園の保育についてどの程度感じているか」、3-7「公立幼稚園を活用した保育所待機児童対策をどのように考えるか」、3-8「保育機能向上のための幼稚園と保育所ができることはどのようなものか」と聞いていきます。

あと、公私投入の格差是正について、ぜひこういうことも保育者の立場でどのように思っておられるかを聞いてみたいと、8ページに保育料負担、4-4では就園奨励助成金のことを聞いています。

5では、障害児保育、特別支援教育についてお考えをお伺いしています。

最後は、認定こども園や幼保一体化の課題及び意識をお聞きしようと思っています。それが10・11ページあたりで、行政組織のことも含めてお聞きしようと思っています。

施設長に対しては、ほとんど内容は同じです。ただ、フェイスシートのところは、施設長に関しては少しお尋ねの仕方が違っているということです。

この程度です。

寺見会長 またじっくり見ていただいたらと思いますが、当面、今のご説明で気になるところやご意見がございましたら、よろしく願います。

前田委員 保護者の分で、認可外保育施設に関して選ぶ項目を用意したということですが、問6の5番で「1～4以外の認可外保育施設」という表現になっていまして、その下の問7の(6)の「利用している施設をお答えください」のところでは、「公立幼稚園」「私立幼稚園」「公立保育所」「私立保育所」「療育施設」「プレスクール」「事業所内保育所」「保育ルーム・家庭保育所」「その他駅前・一時預かりなどの保育施設」というふうに分けたのは、何か理由がありましたら。問6では、5番で「1～4以外の認可外保育施設」という表現になっているのですが、その下の問7の(6)では、もう少し細かく、「プレスクール」や「事業所内保育所」、「その他駅前・一時預かりの保育施設」と分けてありまして、これは認可外を指しているのですね。

倉石副会長・第2部会長 はい。

前田委員 このように分けた理由を知りたいのです。知りたいということもありますし、このように細かく分けてしまうと、少し迷いがというか、何か統計の違いが出てこないかなと思うのです。

倉石副会長・第2部会長 1つは、今、認可外保育施設を利用されている方が、本当は公立の幼稚園や保育所を利用したいと思っておられるのか、それとも、プレスクールなどをこれからも利用したいと思っているのか、そのことを伺っているわけです。つまり、設問の「(利用する予定のある)」でお聞きしようとしているわけです。

前田委員 だから詳しく「プレスクール」という言葉も出し、「事業内保育所」という言葉も出しということなのですね。

ちょっとひっかかっているのは、前の項目になかったものが出ていすることと、「その他駅前・一時預かりなどの保育施設」でくくっている認可外保育施設ですが、必ずしも一時預かりとして利用している認可外保育施設ばかりではないので、もう少し表現の仕方はないのかなと気になったわけです。

倉石副会長・第2部会長 何かいい表現はありますか。

前田委員 「駅前・一時預かりなどを含む認可外保育施設」とかはどうでしょうか。認可外保育施設でも、長時間の月決めで来ている人たちもいますので、そういうふうにご利用されている人たちの長時間でも認可外を選んだ理由が出てこないのではないかと考えたわけです。ですから、一時預かりだけで認可外があるわけではないということも気になったものから、ちょっと聞いたわけです。

倉石副会長・部会長 認可外保育施設とはどういうものを指しますという説明を入れようかとも思ったのですが、それをするととても複雑でわかりにくくなって、把握できないので、一応市としてこういうものが実施されていると把握しているものをここに載せたというのが1つの説明です。

2つ目に、今おっしゃっていただいた9番の「その他」のところをどう表現するかについては、一時預かりだけではないということで、もう少し文言を考えてみたいと思います。

寺見会長 もしご意見があれば、いつ頃まで事務局に言えばいいのでしょうか。

伊藤子育て企画グループ長 今、倉石副会長からアンケート調査のご説明をいただきましたが、本日のアンケート調査の内容について、ご意見等、あるいは気になる点等がございましたら、1週間程度、9月7日火曜日までに事務局・子育て企画グループまでご一報いただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

寺見会長 本当はここで論議できるといいのですが、じっくりと見ていただいて、ぜひご意見を。メールでもいいのでしょうか。

伊藤子育て企画グループ長 結構でございます。

寺見会長 お知らせいただくということでよろしく願いいたします。

(4) 西宮市の子ども像

寺見会長 引き続きまして、各部会でいろいろなことを論議してくださったようで、私は議事録を全部読ませていただいて、本当にありがたく思っています。

その中で、西宮の子どもをどういうふうに育てたらいいのかという共通理解をとる必要があるのではないかという提案がありまして、「子ども像」についても少し触れてくださったようです。これはまだ結論は出ていないようですが、何か補足とか、論議が足りない、こんなことをもうちょっとということがありましたら、今出していただけたらと思います。

「西宮の子ども像」として、

- ・一人ひとりの命・個性が大事にされ、家族、街のみんなに愛されて育ちます。
- ・山・森・川・海と豊かな自然環境の中で遊び、健康な心身を育み、豊かな感性を養います。
- ・友だちと豊かな経験をして、みんなと協調しながら夢と希望を育みます。
- ・いろいろな人、物との出会いを喜び、感謝の心を育みます。

こういう事柄を出してくださっています。今回の審議をしていただく上で、皆さんがこういう子どもたちを育てたいという共通理解を持った上で進めていくことは、とても大事なことだと思います。標語にされるかどうかはまた論議して決められたらいいと思いますが、そこまで論議しましょうか。この表現を取り込んで、一応これをモットー、テーマにして取り組まれるか、それとも心の中で皆さんが共通理解を図って、こういうことを常に前提に話を進めていきましょとされるか、どちらでもいいのですが、そのところを少し討議いただければと思います。

倉石副会長・部会長 提案というか、せっかく審議会の委員の一人である出原先生から出していただいたものですので、これを受け止めさせていただいて、ただ、審議の中で修正があれば逐次していくとか、そのようにさせていただいたらいいのではないかと考えています。認識というのは文章に出ていますから、それをベースにしてですね。

寺見会長 文字化してみんなで標語のようにするという意味ですか。

倉石副会長・部会長 この場でということですか。私の意見ですが、市の前面に出してということではなくて、議論をするときのベースとしてということですか。

寺見会長 ほかにございませんか。

前田委員 この場でそのことを意識しながら話をしていけたらなと思っています。

村上委員 私も、すごくいい内容ですので、いずれ一般の保護者の方たちにも、西宮市の子ども像としてこのようなものをどこかで目にする機会があれば、もう少しわかりやすいかなというか、もっと広い部分でみんなが共通していけるかなという気はします。

寺見会長 多分部会で審議してくださっているようですので、それでは、これを前提にして、皆さんで共通理解をした上で、論議を今後進めていくことをご了解いただいたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

4. その他

(1) 前回議事録の確認

寺見会長 次に、前回の議事録の確認をさせていただきたいと思います。

何か修正等がございましたら、特にご自身が発言なさったところに関してはご確認ください。確認できたほうが、これは公表されますので、よろしく願いいたします。

特にございませんか。また後からでもお気づきの点がありましたら、事務局にお届けいただければと思います。

(2) 報告事項

寺見会長 最後に、事務局から報告がございます。

山本学校教育部長 本審議会の諮問の内容とは直接関係はありませんが、1つ、私のほうからご報告を申し上げます。

それは、来年度平成23年度の市立幼稚園の4歳児募集にかわります臨時措置についてでございます。

この臨時措置といいますのは、平成16年度から始まったものです。当時、転入者等の増加によって児童数の大幅な増加がありました。そのことによりまして、私立・公立両方を合わせましても、4歳児の受け入れが難しい状況が生じました。私立幼稚園につきましても、定員を超えて受け入れをしていただきまして、市立幼稚園につきましても、公私共存の考え方から、30人の定員が決められておりました。

しかし、この対応では待機の子もたちの解消が難しいので、次の2つの条件をクリアします市立幼稚園につきまして、4歳児の募集の臨時的措置、すなわち30人学級を2クラスにするという考え方を公私懇話会等で合意しまして、以後、毎年、この考え方に沿いまして実施について協議をまいりました。

その条件といいますのは、1つ目は、前年度募集において60名以上の応募があり、次年度においても60名以上の応募が見込まれる場合、2つ目は、おおむね1キロの範囲内の周辺の私立幼稚園への入園が困難で、4歳児の待機がたくさん見込まれる場合、この2つの条件でございました。この2つの条件を満たす場合については、先ほど言いましたように、臨時的措置をすることになっておりました。結果、16年度から昨年度までの

間では、この措置を3園から5園の間で推移してきました。

来年度につきましては、先ほどの2つの条件を踏まえ、検討しました結果、今年度、臨時的措置を実施してありました4園のうち、浜脇幼稚園、門戸幼稚園については、2つ目の条件である周辺1キロ圏内の私立幼稚園の入園の枠が広がりまして、入園が可能になりましたので、臨時的措置を停止しまして、来年度は、高木幼稚園と大社幼稚園の2園で臨時的措置を実施することになりましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

寺見会長 そのように変更になるということをご了解ください。

それでは、2～3分過ぎてしまいましたけれども、本日の審議会の議題はすべて終了いたしましたので、これで閉会させていただきます。

次回ですが、10月28日木曜日午後2時から4時まで、場所は本日のこの会場とお聞きしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

〔午後4時32分 閉会〕

【審議会委員出席者名簿：10名】

【事務局職員出席者名簿：17名】

所属団体・役職名等	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大
関西学院大学 准教授	上中 修
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷智恵子
武庫川女子大学 准教授	倉石 哲也
武庫川女子大学 非常勤講師	酒井修一郎
神戸松蔭女子学院大学 教授	寺見 陽子
公募委員	濱嶋 好美
NPO 法人はらっぱ 理事長	前田 公美
公募委員	村上美也子

所属・役職・氏名
【健康福祉局】
健康福祉局長 片桐 茂
こども部長 多田 祥治
子育て企画グループ長 伊藤 隆
子育て企画グループ 係長 北田 晋一
子育て企画グループ 主事 河内 紀子
保育所事業グループ長 尚山 和男
保育所事業グループ 課長補佐 緒方 剛
保育指導担当 参事 清原 昭代
子育て総合センター所長 小田桐 正
【教育委員会】
教育次長 伊藤 博章
学校教育部長 山本 幸夫
学事・学校改革グループ長 津田 哲司
学事・学校改革グループ 係長 河内 真
学事・学校改革グループ 指導主事 河崎 祥子
学校教育グループ長 下垣 稔
研修グループ長 由良 周三
特別支援教育グループ長 松本 望